

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための取組の基本方針

- 生徒同士のよりよい人間関係の構築を目指し、家庭や地域、校区内小学校と連携して、体験的な教育活動を進める。
- 生徒一人一人および学級や学年全体の状況の把握に努め、気になる様子が見られた場合には直ちに職員間での情報共有を図り、必要に応じて迅速に対応する。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織ア いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、学級担任イ
社会性育成委員会

社会性育成主任、道徳主任、生徒会主任、学級活動主任

(2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織生徒指導部会

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

新発田市SSW、医師、臨床心理士、スクールカウンセラー など

(4) 組織の役割ア 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正イ いじめの相談・通報の窓口ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の 収集と記録、共有

エ いじめが疑われる情報があった際の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への
事実関係の聴取、指導体制・対応方針の決定、保護者と連携した対応オ いじめを産まない、望まし
い人間関係の構築

3 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

週に1回、各学年部会および生徒指導部会を実施する。学年部会で生徒の様子についての情報交
換を行い、いじめの実態や兆候がある場合には生徒指導部会で検討し、組織的に指導する。緊急を
要する事案が発生した場合には、臨時の生徒指導部会を開催して即時に対応にあたる。

(2) 教育相談体制

ア 1・2年生は年間3回、3年生は2回の計画相談を実施し、学級担任が全生徒と面談を行う。
生徒の要望がある場合は、学級担任以外の職員が相談にあたる。

イ 計画相談の他にも、気になる生徒に対するチャンス相談を適宜行い、生徒の心に寄り添う指導
を進める。

ウ スクールカウンセラーを活用し、生徒や保護者の相談に応じる。

エ 教育相談の結果を受け、必要に応じ、職員会議、生徒指導部会、学年部会などで情報の共有化
を図る。

(3) 早期発見・早期対応の在り方ア いじめ調査原則として隔月、全校生徒を対象に記名式で実施す る。実施後すぐに学級担任が目を通し、気になる記述がある場合は直ちに生徒指導主事に報告し、

組織的に指導にあたる。

イ 生活ノートを活用

全生徒が、毎日の連絡とともに一言を書いて提出する。学級担任は毎日点検し、気になる様子がある場合には本人や関係生徒・保護者などから情報を収集し、いじめの早期発見・早期対応に努める。

ウ 観察

日々の生徒の様子を注意深く観察し、いじめにつながる言動を発見した場合には即時に現場指導する。さらに、学級・学年で生徒の実態に合った指導を行う。

(4) 具体的な取組内容

「いじめ防止学習プログラム」(後掲)に基づき、全教育活動を通じて、いじめ根絶に向けた取組を進める。

4 校内研修

学級経営・集団づくりに関する職員研修を実施し、構成的グループエンカウンター(SGE)やソーシャルスキルトレーニング(SST)などの手法を取り入れた生徒同士の望ましい人間関係づくりを全校体制で進めるとともに、職員の生徒理解に関する資質・能力の向上を図る。

5 いじめ防止に向けた取組の評価

ア 生徒……生徒アンケート(7月、12月) イ 保護者…学校評価アンケート(7月、12月)

ウ 職員……学期末、年度末の評価(数値による評価・記述による評価)

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

ア 校区内小学校と連携した「いじめゼロ集会」を開催する。保護者・地域へも案内し、地域ぐるみでいじめ防止の取組を進める。

イ 各種たより等で生徒の様子を保護者・地域に伝え、いじめ根絶に向けた気風を高める。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 生徒が自殺した場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- など

② いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき(「相当の期間」:年間30日を目安)

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会→新発田市長 *学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり
--

(3) 調査の主体について

- ① 学校が主体となっていく場合(基本的には学校が主体となっていく調査を行う)
- ② 市教育委員会が主体となっていく場合

*学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ・ 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・ 学校における「いじめ対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない（第三者）参加を図る。

（例：市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医 職能団体等）

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 不都合なことがあっても事実にしかりと向き合う。
- 「事実を明確にする」ために
 - いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
 - ・ いじめられた生徒、情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先する。
 - ・ いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
- いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。
この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。
 - ・ いじめ行為がいつ ・ 誰から ・ どのような態様で
 - ・ 学校がどのように対応したか
 - イ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
 - ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
 - エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。
- ② 調査結果の報告
 - ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
 - イ いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。